

利 用 上 の 注 意

1 はじめに

この詳細版は、2021年6月1日現在で実施した「令和3年経済センサス-活動調査」の調査結果において、製造業に格付けされた事業所（以下「事業所」という。）のうち、以下の全てに該当する事業所（従業者数4人以上の事業所）について愛知県分を集計したものです。

- ・個人経営を除く事業所であること。
- ・管理、補助的経済活動のみを行う事業所ではないこと。
- ・製造品目別に出荷額が得られた事業所であること。

このため、産業横断的集計における製造業の結果とは集計対象が異なっており、数値は一致しません。

2 調査の目的

経済センサス-活動調査は、我が国の全産業分野における事業所及び企業の経済活動の実態を全国的及び地域別に明らかにするとともに、事業所及び企業を調査対象とする各種統計調査の精度向上に資する母集団情報を得ることを目的としています。

3 調査の根拠

統計法（平成19年法律第53号）に基づく「基幹統計調査」として、経済センサス活動調査規則（平成23年総務省・経済産業省令第1号）によって実施されています。

4 調査の期日

令和3年経済センサス-活動調査は、2021年6月1日現在で実施しました。

5 調査の範囲

(1) 甲調査

調査は、日本標準産業分類に掲げる産業に属する事業所のうち、以下に掲げる事業所並びに国及び地方公共団体の事業所を除く国内全ての事業所・企業（以下「調査事業所」という。）について行いました。

- ア 日本標準産業分類大分類A-「農業、林業」に属する個人経営の事業所
- イ 日本標準産業分類大分類B-「漁業」に属する個人経営の事業所
- ウ 日本標準産業分類大分類N-「生活関連サービス業、娯楽業」のうち、小分類792-「家事サービス業」に属する事業所
- エ 日本標準産業分類大分類R-「サービス業（他に分類されないもの）」のうち、中分類96-「外国公務」に属する事業所

(2) 乙調査

国及び地方公共団体の事業所

6 調査の項目

(1) 甲調査

< 製造業調査票 >

- ア 全産業共通事項
 - ① 名称及び電話番号
 - ② 所在地
 - ③ 事業所の開設時期
 - ④ 事業所の従業者数
 - ⑤ 事業所の主な事業の内容
 - ⑥ 経営組織

- ⑦ 法人番号
- ⑧ 単独事業所・本所・支所の別等
- ⑨ 消費税の税込み記入・税抜き記入の別
- ⑩ 売上（収入）金額、費用総額及び費用項目
- ⑪ 事業別売上（収入）金額
- ⑫ 設備投資の有無及び取得額
- ⑬ 自家用自動車の保有台数
- ⑭ 土地・建物の所有の有無
- ⑮ 資本金等の額及び外国資本比率（会社のみ）
- ⑯ 決算月（会社のみ）
- イ 人件費及び人材派遣会社への支払額
- ウ 原材料、燃料、電力の使用額、委託生産費、製造等に関連する外注費及び転売した商品の仕入額
- エ 有形固定資産
- オ 製造品在庫額、半製品、仕掛品の価額及び原材料、燃料の在庫額
- カ 製造品出荷額、在庫額等
- キ 製造品出荷額等に占める直接輸出額の割合
- ク 主要原材料名
- ケ 工業用地及び工業用水
- コ 作業工程

7 調査の方法

(1) 甲調査

調査は調査員による調査（以下「調査員調査」という。）と総務省、経済産業省、都道府県及び市による調査（以下「直轄調査」という。）の2種類から成ります。

ア 調査員調査

総務省及び経済産業省－都道府県－市区町村－統計調査員－調査事業所

イ 直轄調査

① 市による調査

総務省及び経済産業省－都道府県－市－調査事業所

② 都道府県による調査

総務省及び経済産業省－都道府県－調査事業所

③ 総務省及び経済産業省による調査

総務省及び経済産業省－調査事業所

8 用語の解説

(1) 事業所

経済活動が行われている場所ごとの単位で、原則として次の要件を備えているものをいいます。

ア 一定の場所（1区画）を占めて、単一の経営主体のもとで経済活動が行われていること。

イ 従業者と設備を有して、物の生産や販売、サービスの提供が継続的に行われていること。

(2) 従業者

2021年6月1日現在で、当該事業所で働いている人をいいます。したがって、他の会社などの別経営の事業所から出向又は派遣されている人（受入者）も含まれます。一方、他の会社などの別経営の事業所へ出向又は派遣している人（送出者）、臨時雇用者は従業者に含めません。

ア 個人事業主及び無給家族従業者

実際に事業所を経営している個人業主と個人業主の家族で無報酬で常時就業している者を

います。

なお、本調査では集計から個人経営の事業所を除いているため、この項目についてのデータはありません。

イ 有給役員

法人、団体の役員（常勤、非常勤は問わない。）で、役員報酬を得ている人をいいます。

なお、重役や理事などであっても、事務職員、労務職員を兼ねて一定の職務に就き、一般職員と同じ給与規則によって給与を受けている人は、「正社員・正職員」に含まれます。

ウ 常用雇用者

「無期雇用者」、「有期雇用者（1か月以上）」に分けられます。

エ 無期雇用者

常用雇用者のうち、雇用契約期間を定めずに雇用されている人をいいます。

なお、取締役、理事などの役員のうち、常時勤務して一般職員と同じ給与規則によって給与の支払を受けている者も含まれます。

オ 有期雇用者（1か月以上）

常用雇用者のうち、1か月以上の期間を定めて雇用されている人をいいます。

カ 出向・派遣受入者

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）にいう派遣労働者、在籍出向など別経営である出向元に籍がありながら当該事業所に来て働いている人をいいます。

キ 臨時雇用者

常用労働者以外の雇用者で、1か月未満の期間を定めて雇用されている人又は日々雇用されている人をいいます。

(3) 現金給与総額

2020年1月から2020年12月までの1年間に支払われた「常用雇用者及び有給役員に対する基本給、諸手当と特別に支払われた給与（期末賞与等）の額」、「常用雇用者及び有給役員に対する退職金又は解雇予告手当、出向受入者に係る支払額、臨時雇用者に対する給与、送出者に対する負担額など」及び「派遣受入者に係る人材派遣会社への支払額」の合計をいいます。

(4) 原材料、燃料、電力の使用額等

2020年1月から2020年12月までの1年間における次のア～カの合計をいいます。

ア 原材料使用額

主要原材料、補助材料、購入部分品、容器、包装材料、工場維持用の材料及び消耗品など、実際に製造等に使用した総使用額をいいます。

また、下請工場などに原材料を支給して製造加工を行わせた場合には、支給した原材料の額も含まれます。

イ 燃料使用額

生産段階で使用した燃料費、荷物運搬用及び暖房用の燃料費、自家発電用の燃料費などをいいます。

ウ 電力使用額

購入した電力の使用額をいい、自家発電は含みません。

エ 委託生産費

原材料又は中間製品を他企業の事業所に支給して製造又は加工を委託した場合、これに支払った加工賃及び支払うべき加工賃をいいます。

オ 製造等に関連する外注費

生産設備の保守・点検・修理、機械・装置の操作、製品に組み込まれるソフトウェアの開発など、事業所収入に直接関連する外注費用をいいます。

カ 転売した商品の仕入額

2020年1年間において、実際に売り上げた転売品（他から仕入れて又は受け入れてそのまま販売したもの）に対応する仕入額をいいます。

(5) 製造品出荷額等

2020年1月から2020年12月までの1年間における製造品出荷額（くず廃物の出荷額を含む。）、加工賃収入額及びその他収入額の合計をいいます。

ア 製造品出荷額

当該事業所の所有に属する原材料によって製造されたもの（原材料を他に支給して製造させたものを含む。）を、2020年中に当該事業所から出荷した場合の工場出荷額をいいます。また、次のものも製造品出荷に含まれます。

- ① 同一企業に属する他の事業所へ引き渡したもの
- ② 自家使用されたもの（当該事業所において最終製品として使用されたもの）
- ③ 委託販売に出したもの（販売済みでないものを含み、令和2年中に返品されたものを除く。）

イ 加工賃収入額

2020年中に他企業の所有に属する主要原材料によって製造し、あるいは他企業の所有に属する製品又は半製品に加工処理を加えた場合、これに対して受け取った又は受け取るべき加工賃をいいます。

ウ その他収入額

上記ア及びイ以外の収入額をいいます。

(6) 製造品、半製品及び仕掛品、原材料及び燃料の在庫額（従業員10人以上の事業所（一部を除く（*）））

事業所の所有に属するものを帳簿価額によって記入したものであり、原材料を他に支給して製造される委託生産品も含まれます。

*：原材料及び燃料の在庫額は従業員30人以上の事業所

(7) 有形固定資産（従業員10人以上の事業所（一部を除く（*）））

2020年1月から2020年12月までの1年間における数値であり、帳簿価額によります。

*：有形固定資産の内訳である「② 建物及び構築物」、「③ 機械及び装置」、「④ 船舶、車両、運搬具、耐用年数1年以上の工具、器具、備品等」は従業員30人以上の事業所

ア 有形固定資産の取得額等には、次の区分があります。

- ① 土地
- ② 建物及び構築物（土木設備、建物附属設備を含む。）
- ③ 機械及び装置（附属設備を含む。）
- ④ 船舶、車両、運搬具、耐用年数1年以上の工具、器具、備品等

イ 建設仮勘定の増加額及び減少額

増加額とは、この勘定の借方に加えられた額をいい、減少額とは、この勘定から他の勘定に振り替えられた額をいいます。

ウ 有形固定資産の除却額

有形固定資産の売却、撤去、滅失及び同一企業に属する他の事業所への引き渡しなどの額をいいます。

エ 有形固定資産額の算式は以下のとおりです。

- ① 年末現在高＝年初現在高＋取得額－除却額－減価償却額
- ② 建設仮勘定の年間増減＝増加額－減少額
- ③ 投資総額＝取得額＋建設仮勘定の年間増減

(8) 生産額（従業者10人以上の事業所）

下記算式により算出しています。

$$\text{生産額} = \text{製造品出荷額（くず廃物の出荷額を除く。）} + \text{加工賃収入額} + (\text{製造品年末在庫額} - \text{製造品年初在庫額}) + (\text{半製品及び仕掛品年末価額} - \text{半製品及び仕掛品年初価額})$$

(9) 付加価値額（粗付加価値額）

下記算式により算出しています。

ア 従業者30人以上

$$\begin{aligned} \text{付加価値額} = & \text{製造品出荷額等} + (\text{製造品年末在庫額} - \text{製造品年初在庫額}) \\ & + (\text{半製品及び仕掛品年末価額} - \text{半製品及び仕掛品年初価額}) \\ & - (\text{消費税を除く内国消費税額} (*) + \text{推計消費税額}) \\ & - \text{原材料、燃料、電力の使用額等} - \text{減価償却額} \end{aligned}$$

イ 従業者29人以下

$$\begin{aligned} \text{粗付加価値額} = & \text{製造品出荷額等} - (\text{消費税を除く内国消費税額} + \text{推計消費税額}) \\ & - \text{原材料、燃料、電力の使用額等} \end{aligned}$$

*：消費税を除く内国消費税額＝酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税の納付税額又は納付すべき税額の合計

(10) 単位当たりの製造品出荷額等及び付加価値額

下記算式により算出しています。

ア 1事業所当たりの製造品出荷額等

$$= (\text{製造品出荷額等} - (\text{消費税を除く内国消費税額} + \text{推計消費税額})) \div \text{事業所数}$$

イ 従業者1人当たりの製造品出荷額等

$$= (\text{製造品出荷額等} - (\text{消費税を除く内国消費税額} + \text{推計消費税額})) \div \text{従業者数}$$

ウ 1事業所当たりの付加価値額 = 付加価値額 ÷ 事業所数

エ 従業者1人当たりの付加価値額 = 付加価値額 ÷ 従業者数

9 産業分類の決定方法

(1) 通常の方法

製造品が単品の事業所については、工業統計調査に用いる商品分類表の品目6桁番号（製造品、賃加工品番号）の上4桁で、産業細分類を決定しています。

また、製造品が複数の事業所については、品目番号の上2桁の番号（中分類）を同じくする品目の製造品出荷額等をそれぞれ合計して、その額の最も大きいもので2桁番号（中分類）を決定しています。次に、その決定された2桁の番号のうち、上記と同じ方法で3桁番号（小分類）、さらに4桁番号（細分類）を決定して、最終的な産業格付けを行っています。

(2) 特殊な方法

鉄鋼業などの一部の業種については、原材料、作業工程、機械設備等により、産業を決定しています

10 産業分類の表示

結果表は、日本標準産業分類の中分類別に表示していますが、その名称は次のように略称を用いています。

（略称）	（産業分類）
09 食 料 品	09 食料品製造業
10 飲 料 ・ 飼 料	10 飲料・たばこ・飼料製造業
11 織 維	11 繊維工業
12 木 材 ・ 木 製 品	12 木材・木製品製造業（家具を除く）

13	家具・装備品	13	家具・装備品製造業
14	パルプ・紙	14	パルプ・紙・紙加工品製造業
15	印刷	15	印刷・同関連業
16	化学	16	化学工業
17	石油・石炭	17	石油製品・石炭製品製造業
18	プラスチック	18	プラスチック製品製造業（別掲を除く）
19	ゴム製品	19	ゴム製品製造業
20	皮革製品	20	なめし革・同製品・毛皮製造業
21	窯業・土石	21	窯業・土石製品製造業
22	鉄鋼	22	鉄鋼業
23	非鉄金属	23	非鉄金属製造業
24	金属製品	24	金属製品製造業
25	はん用機械	25	はん用機械器具製造業
26	生産用機械	26	生産用機械器具製造業
27	業務用機械	27	業務用機械器具製造業
28	電子部品	28	電子部品・デバイス・電子回路製造業
29	電気機械	29	電気機械器具製造業
30	情報通信機械	30	情報通信機械器具製造業
31	輸送機械	31	輸送用機械器具製造業
32	その他	32	その他の製造業

産業分類項目18－プラスチック製品製造業（別掲を除く）の別掲について

製造品名	分類	製造品名	分類
家具・装備品	13	ペン・鉛筆・絵画用品・その他の事務用品	326
プラスチック製版	1521	漆器	3271
写真フィルム(乾板を含む)	1695	畳	3282
手袋	2051	うちわ・扇子・ちょうちん	3283
耐火物	215	ぼうき、ブラシ	3284
と石	2179	喫煙用具(貴金属・宝石製を除く)	3285
模造真珠	2199	洋傘・和傘・同部分品	3289
目盛りのついた三角定規	2739	魔法瓶	3289
注射筒	2741	看板・標識機	3292
義歯	2744	パレット	3293
装身具・装飾品・ボタン・同関連品(貴金属・宝石製を除く)	322	モデル・模型	3294
かつら	3229	工業用模型	3295
時計側	3231	レコード	3296
楽器	324	眼鏡	3297
がん具、運動用具	325		

1 1 重化学工業と軽工業の区分

[重化学工業]		[軽工業]	
16	化学	09	食料品
17	石油・石炭	10	飲料・飼料
22	鉄鋼	11	繊維
23	非鉄金属	12	木材・木製品
24	金属製品	13	家具・装備品
25	はん用機械	14	パルプ・紙
26	生産用機械	15	印刷
27	業務用機械	18	プラスチック
28	電子部品	19	ゴム製品
29	電気機械	20	皮革製品
30	情報通信機械	21	窯業・土石
31	輸送機械	32	その他

1 2 注記及び符号

- (1) 「0」、「0.0」：単位未満の数値です。
- (2) 「X」：事業所数が2以下の場合及び事業所数が3以上であっても前後の関係から他の秘匿箇所が明らかになる場合、その集計数値を統計法により秘匿したものです。
- (3) 「-」：該当の数値がないものです。
- (4) 「△」：負の値を示したものです。

1 3 その他

- (1) 単位未満の数値を四捨五入しているため、合計と内訳の計が一致しない場合があります。
- (2) この詳細版は、従業者4人以上の事業所を対象として集計していますが、在庫額、有形固定資産投資額、リース契約による契約額及び支払額、工業用地、工業用水については、従業者30人以上の事業所を対象としています。
- (3) 調査期日現在において、操業準備中、操業開始後未出荷及び休業中の事業所については、集計から除外しました。
- (4) この公表値は、総務省・経済産業省が公表する数値と相違する場合があります。
- (5) 集計に当たっては、日本標準産業分類を基本とする工業統計調査産業分類とこれに基づく工業統計調査商品分類によりました。

なお、本文中の業種とは、産業中分類を表しています。

- (6) 全国数値は、総務省・経済産業省公表の「令和3年経済センサス-活動調査 産業別集計（製造業）」の数値です。
- (7) 2007年の工業統計調査から、製造以外の活動を把握する目的で、製造品出荷額等に「その他収入額」、原材料使用額等に「製造等に関連する外注費」、「転売した商品の仕入額」を調査項目として追加しました。このため、「製造品出荷額等」、「付加価値額」及び「原材料使用額等」については2006年以前の数値と時系列に不連続が生じています。
- (8) 2020年の数値は、「令和3年経済センサス-活動調査 産業別集計（製造業）」によるものであり、調査時点が2021年6月1日現在、2015年の数値は、「平成28年経済センサス-活動調査 産業別集計（製造業）」によるものであり、調査時点が2016年6月1日現在、2011年の数値は「平成24年経済センサス-活動調査 産業別集計（製造業）」によるものであり、調査時点が2012年2月1日現在、また「工業統計調査」は2014年まで毎年12月31日現在であることなど連結しない部分があるため、比較には注意が必要です。

なお、平成28年活動調査においては、事業所数、従業者数については、調査対象のうち、個人経営調査による調査分を含んだ集計結果であるのに対し、製造品出荷額等、付加価値額については、これらの調査分を含まない集計結果です。

